

年 企 発 0719 第 3 号  
2018（平成30）年 7 月 19 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局企業年金・個人年金課長  
（ 公 印 省 略 ）

平成30年 7 月豪雨に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する  
指導等について

今般、「岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」（平成30年厚生労働省告示第274号）（別添 1 参照）により、厚生年金保険の保険料等の納期限が延長されることとなったところであり、平成30年 7 月豪雨にて被災された被保険者を加入員等とする存続厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）及び国民年金基金（以下「国年基金」という。）の事務処理に関しても、厚生年金保険と同様に取り扱うことが望ましいため、次の事項に留意し、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

なお、厚年基金の掛金等の納期限の延長については、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「健全化法」という。）附則第 5 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた健全化法第 1 条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚年法」という。）第 141 条第 1 項において準用する改正前厚年法第 89 条により、国年基金の掛金等の納期限の延長については、国民年金法（昭和34年法律第141号）第 134 条の 2 第 1 項において準用する同法第 95 条によりその例によることとされる国税通則法（昭和37年法律第66号）第 11 条、国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）第 3 条第 1 項に基づき、納期限の延長ができることとされている。

## 第 1 厚年基金関係

### 1 掛金等の納期限の延長について

#### (1) 納期限の延長の対象となる地域について

掛金等の納期限の延長の対象となる地域については、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域とすること。

#### (2) 延長後の納期限について

延長後の納期限については、別途厚生労働省告示で定める期日とすること。

(3) 納期限の延長の対象となる掛金等について

納期限の延長の対象となる掛金等については、平成30年7月5日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等を対象とすること。

(4) 納期限の延長の周知について

納期限の延長措置を講じた場合は、当該掛金等の納期限が延長された旨のお知らせを納入告知書に同封するなど対象となる事業主等に周知が図られるよう徹底されたいこと。

(5) 督促状の送付について

納期限が延長された掛金等に係る督促状は、納期限の延長の期間内は送付しないこと。

## 2 掛金等の納付猶予について

(1) 岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域に所在地がない設立事業所であっても災害により事業主がその財産につき相当な損失を受けたときは、災害が発生した日以降に納期限が到来する掛金等について、事業主の申請に基づき掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

(2) 延長後の納期限内に掛金等を納付することができないと認められるときは、納付者の申請に基づき、その掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

(3) 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年3月24日付年発0324第4号）（別添2参照）を参考にされたいこと。

(4) 口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

## 3 規約変更に伴う認可申請等について

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域に所在地のある厚年基金が行う規約変更について、代議員会の開催が困難な場合は、理事長専決により行うことも差し支えがないこと。

ただし、次回の代議員会で必ず専決内容を報告すること。

## 4 年金等の給付に係る事務について

(1) 年金等の請求手続きについて

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域に住所地を有する加入員に係る

年金等の裁定請求については、添付書類等の簡略化など弾力的に取り扱うこと。

(2) 現況届について

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域に住所地を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

(3) 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは、速やかに再交付するよう指導されたいこと。

## 第2 国年基金関係

### 1 掛金等の納期限の延長について

掛金等の納期限の延長の地域、延長後の納期限、納期限の延長の対象となる掛金等については国年基金の公示により定めることになるが、その地域等については、以下のとおりとすること。

(1) 納期限の延長の対象となる地域について

掛金等の納期限の延長の対象となる地域については、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域とすること。

(2) 延長後の納期限について

延長後の納期限については、別途厚生労働省告示で定める期日とすること。

(3) 納期限の延長の対象となる掛金等について

納期限の延長の対象となる掛金等については、平成30年7月5日から延長後の納期限の前日までの間に納期限が到来する掛金等を対象とすること。

(4) 納期限の延長の周知について

納期限の延長措置を講じた場合は、当該掛金等の納期限が延長された旨のお知らせを加入員等に送付するなど、周知が図られるよう徹底されたいこと。

### 2 掛金等の納付猶予について

(1) 国民年金法第134条の2第1項において準用する同法第95条によりその例によることとされる国税通則法第46条第1項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域に住所がない加入員等であっても災害により加入員等がその財産につき相当な損失を受けたときは、平成30年7月5日以降に納期限が到来する掛金等について、加入員等の申請に基づき掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

(2) 延長後の納期限内に掛金等を納付することができないと認められるときは、加入員等の申請に基づき、その掛金等の納付を1年以内に限り猶予することができること。

- (3) 具体的な取扱いについては、厚生年金保険の取扱いと同様に扱うことが望ましいので、「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成23年3月24日付年発0324第4号）（別添2参照）を参考にされたいこと。

### 第3 その他

(1) 周知について

厚年基金及び国年基金が、今般の取扱いについて加入員等に十分周知するよう指導されたいこと。

(2) 災害に対する協力依頼関係について

被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している厚年基金に対し、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告 示)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における国税に関する申告期限等を延長する件

(国税庁一八)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件(厚生労働二七四)

○岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(同二七五)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を指定する件(同二七六)

○平成三十年七月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村の区域における国民年金、厚生年金保険及び船員保険の年金受給権者又は受給者が届書等を提出すべき日を延長する件(同二七七)

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(国土交通九四七)

○港灣施設第五十五条の三の三第一項の規定に基づき、港灣管理者の管理する港灣施設の管理を開始した件(同九四八)

○平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに對し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された平成三十年七月豪雨による災害に關し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(觀光庁一九)

## 告 示

○国税庁告示第十八号

国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づき申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの(その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限る。)で、その期限が平成三十年七月五日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。  
平成三十年七月十九日  
国税庁長官心得 藤井 健志

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市 東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百八十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百三十七号、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第百三十一号)以下「厚生年金特例法」という。)、第二条第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第六十二条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。)

第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(昭和三十一年法律第百八十五号)以下「整備法」という。)、第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。)、第三十八条第一項の規定により準用される場合を含む。の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一条及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。)、及び子ども・子育て支援法に基づき納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在する事業所又は事務所(健康保険法に基づき期限については、全国健康保険協会の管掌する

健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。の事業主、当該地域に住所又は主たる事務所を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十二号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務所を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に住所を有する事業場の事業主若しくは平成三十年七月五日において、労働保険事務組合であつて当該地域に主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日以降に到来するものについては、その期限を別途厚生労働省告示で定める期日まで延長する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町

愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市
山口県	岩国市周東町
広島県	東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市

○厚生労働省告示第二百七十五号  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項及び第三項の規定に基づき、岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

岡山県、広島県、山口県及び愛媛県の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例  
確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）第十六条の二第一項又は第三項に規定する厚生労働大臣が定める場合として、それぞれ次に掲げる場合を指定する。

一 次の表に定める地域（次号において「指定地域」という。）に所在地を有する実施事業所の事業主が、確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条の三第一項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第六條の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十一条第一項の規定により事業主掛金を納付する必要がある場合

二 指定地域に住所を有する企業型年金加入者又は指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して企業型年金加入者掛金を納付する企業型年金加入者が、確定拠出年金法施行令第十一条の三第二項の規定による納付期限日の延長がないとしたならば、平成三十年七月五日から確定拠出年金法施行規則第六條の二第四項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める日の前日までの間に、確定拠出年金法第二十一条の二第一項の規定により企業型年金加入者掛金を納付する必要がある場合

愛媛県	宇和島市 大洲市 西予市
山口県	岩国市周東町
広島県	東広島市 江田島市 安芸郡府中町 安芸郡海田町 安芸郡熊野町 安芸郡坂町
	広島市安芸区 呉市 竹原市 三原市 尾道市

○厚生労働省告示第二百七十六号  
特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に關し当該延長後の満了日を平成三十年十一月三十日とする措置を次のように指定する。

平成三十年七月十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

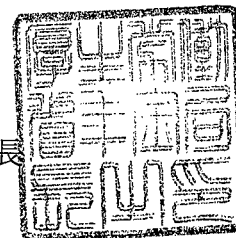
都道府県名	指定地域	対象となる特定権利利益	対象者
岡山県	岡山市北区 岡山市東区 倉敷市真備町 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 小田郡矢掛町	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三條第三項第一号の規定に基づく保険医療機関又は保険薬局の指定（平成三十年七月十五日）が適用された市町村の区域（以下「特定被災区域」という。）内に在る保険医療機関又は保険薬局に係るものに限る。	特定被災区域内に保険医療機関又は保険薬局を有する者
		職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十條第一項の規定に基づく有料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
		職業安定法第三十三條第一項の規定に基づく無料の職業紹介事業の許可	特定被災区域内に主たる事務所を有する者（平成三十年九月二十八日まで当該許可の有効期間が満了する者を除く）
		児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六條の四第一号又は第二号の規定に基づく養育里親名簿又は養子縁組里親名簿への登録	特定被災区域内に居住地を有する者

(別添2)

年発 0324 第4号  
平成23年3月24日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長



災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について

標記について、別添のとおり「災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」を定めたので、今後はこれにより遺漏なきよう取り扱われたい。

また、平成23年3月13日付年発0313第1号通知において別途通知することとしていた社会保険料の納付の猶予についても、本要領により取り扱われたい。

本要領の制定により、「口蹄疫被害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予について」（平成22年6月7日付年管管発0607第5号）は廃止する。

## 災害に係る厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領

### 1. 納付の猶予の要件

#### (1) 要件

震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、厚生年金保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料、船員保険料並びに子ども手当に係る拠出金（以下「保険料等」という。）の納付義務者（厚生年金保険法第82条第2項、健康保険法第161条第2項、船員保険法第61条並びに児童手当法第20条に規定する者をいう。以下同じ。）が、その財産について相当な損失を受けた日以後に納期限が到来する保険料等につき、その者が次の①から③のすべてに該当する保険料等の納付が困難な場合には、申請に基づき、その納期限から1年以内に限り、その保険料等の全部又は一部の納付を猶予するものである。（国税通則法第46条第1項）

- ① 損失を受けた日以後に納期限が到来するものであること。
- ② 災害のやんだ日以前に納付義務が成立しているものであること。
- ③ 申請の日以前に納付すべき額が確定しているものであること。

（注1）「その他これらに類する災害」とは、財産の損失に直接因果関係を有するおおむね次の事実をいう。（国税通則法基本通達第46条第1項）

- (1) 地すべり、噴火、干害、冷害、海流の激変その他の自然現象の異変による災害
- (2) 火薬類の爆発、ガス爆発、鉱害、交通事故、天然ガスの採取等による地盤沈下その他の人為による異常な災害
- (3) 病虫害、鳥獣害その他の生物による異常な災害

（注2）「災害のやんだ日」とは、申請をした者等が納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復旧した日とするが、具体的には次による。

- (1) 災害により直接被災した場合には、災害が引続き発生するおそれがなくなり、その復旧に着手できる状態になった日。
- (2) 交通の途絶があった場合には、交通機関が運行を始めた日。
- (3) 被災地域が広範囲にわたることなどから、納期限の延長がなされた場合には、その延長後の期日を定める基となる「災害のやんだ日」を納付の猶予における「災害のやんだ日」として取り扱っても差し支えないものとする。

#### (2) 納付の猶予の基準及び猶予する期間

次表のいずれかに該当する場合には、相当な損失を受けたものとして、納付の猶予を認めるものとする。

また、納付の猶予をする期間は、猶予を受けようとする月の保険料等の納期限の翌日を起算日として1年以内とするが、具体的には次表によるものとする。



区 分	被 災 の 程 度	猶 予 期 間	備 考
1. 全財産で判定する場合	全財産の価額に占める災害による損失の額の割合がおおむね20%から50%までの場合	8ヶ月	納付義務者の全財産とは、災害を受ける前の直近の決算書の貸借対照表の資産の合計額とする。また、損失の額とは財産の評価額及び付随する諸費用等その他実態を踏まえた額とする。この場合、負債の部の額は考慮しない。
	全財産の価額に占める災害による損失の額の割合が50%を超える場合	1年	
2. 重要な財産で判定する場合（基準の特例）			
(1) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が20%から50%までの場合	8ヶ月	左記の損失の割合は、その財産ごとに判定しても差し支えない。
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が50%を超える場合	1年	
(2) 全財産の額のうち有形固定資産及びたな卸し資産の額の占める割合が50%以下の場合	① 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が10%から25%までの場合	8ヶ月	左記の損失の割合は、その財産ごとに判定しても差し支えない。
	② 有形固定資産及びたな卸し資産の額に対する損失の割合が25%を超える場合	1年	

(注) 保険金又は損害賠償金その他に類するもの（見舞金を除く。）により補てんされた金額は上記の損失の額から控除する。

### (3) 納期限の延長と納付の猶予の関係等

国税通則法第11条による納期限の延長と本要領による納付の猶予とは同一の災害につき重複して適用することを妨げるものではないことから、納期限の延長が認められた厚生年金保険料等について、さらに納付の猶予を認めることができることに留意する。

(注) 具体的な事例は次の通り

災害により損失を受けた日	3月1日
災害のやんだ日	5月1日
延長後の納期限	7月1日
納付の猶予の申請期限	7月1日

※災害による猶予期間は7月2日から1年以内となる。

また、本要領における納付の猶予の期間が満了した時点において、納付義務者が災害に起因して、猶予に係る保険料等の全額又は一部を納付することができないと

きは、国税通則法第46条第2項による「納付の猶予」を受けることができる。

#### (4) 納付の猶予の申請手続き

納付義務者が納付の猶予を受けようとする場合には、納付の猶予を受けようとする保険料等の納入の告知がなされた日以降、災害のやんだ日の翌日から2か月以内に、所要の事項を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」（猶予様式第1号。以下「申請書」という。）を年金事務所に提出し、日本年金機構（以下「機構」という。）ブロック本部、機構本部を経由し厚生労働大臣に申請する。

納付の猶予の申請は、毎月の保険料等の確定の都度行うこととなるが、納付義務者の負担を軽減するため、十分な配慮を行うものとする。

※後記（5）①記載事項、②申請書の添付書類を参照。

#### (5) 申請書の記載事項及び添付書類等

##### ① 記載事項

申請書には、次の事項を記載しなければならない。

ただし、下記アについては、災害がやんでいない状況においては、損失を受けた日のみを記載することで足りるものとする。

なお、下記イについては、納入告知額通知書等の写しを添付することにより申請書への記載を省略することができる。また、ウについても納付の猶予を受けようとする金額が保険料等の全額である場合も同様とする。

ア. 災害を受けた期間

イ. 保険料等の年度、月分、納期限、科目及び保険料等の額

ウ. イの保険料等のうち納付の猶予を受けようとする金額

エ. 納付の猶予を受けようとする期間

オ. 納付の猶予を受けようとする理由（例：●●地震による被害等）

##### ② 申請書の添付書類

ア. 市町村長等が発行する公的な被災等証明書

イ. 猶予様式第1号別紙「被災明細書」

ウ. 直近分の決算書

（注1）被災の状況により、添付書類の添付に時間を要する場合は、取りあえず、「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書」だけを提出し、後日添付書類を提出しても差し支えないものとする。

（注2）2回目以降の申請の場合には、被災等証明書、直近分の決算書の添付を省略することができる。また、損失割合に変動のない場合は、上記に加え被災明細書の添付も省略をすることができる。

##### ③ 担保の徴取及び納付能力調査

災害等による納付の猶予については、担保を必要としない。

また、納付能力調査は要しない。

## (6) 納付の猶予の申請があった場合の年金事務所の事務処理

### ① 申請書の審査等

年金事務所は申請書を受付した場合には、速やかに記載内容及び添付書類の確認を行い、前記(1)及び(2)の要件及び基準等に基づき審査を行う。

また、機構ブロック本部は、申請書等の内容確認を行う。

### ② 納付の猶予の審査結果の納付義務者への通知

ア. 納付の猶予を許可した場合には、猶予に係る保険料等の年度、科目、猶予する金額、猶予する期間等を記載した「厚生年金保険料等の納付の猶予の許可通知書」(猶予様式第2号)を機構本部等を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し、オンラインシステムへの入力処理等必要な処理を行った上で納付義務者に通知する。

イ. 納付の猶予に該当しない場合は、「厚生年金保険料等納付の猶予不許可通知書」(猶予様式第3号)を機構本部等を経由して年金事務所へ送付するので、内容を確認し納付義務者に通知する。

### ③ 納付の猶予整理簿への記載

年金事務所では申請のあったすべてについて、納付の猶予整理簿(猶予様式第4号)に記載し進捗管理する。

また、「厚生年金保険料等納付の猶予許可(不許可)通知書」の写しを作成し保管する。

### ④ 口座振替実施事業所の保険料等の口座振替の取扱い

納付の猶予を受けようとする月が複数月続くと見込まれる場合は、到来する保険料等の納期限に口座振替が行われることから、口座振替の辞退の届出を行うよう案内することとする。

また、必要に応じて金融機関に対し口座振替の緊急停止の手続きを行うこと。

(業務処理マニュアルⅠ-1-(2)「保険料預金口座振替辞退(取消)通知書」手順書4-3参照)

### ⑤ 督促状の取扱い

納付の猶予申請後に督促状が作成された場合は、納付の猶予の結果が確定するまでは送付を行わないため引き抜きを行う。

引き抜きを行った督促状の対象となる保険料等については、納付に係る指定期限がオンラインシステム上設定されており、指定期限を経過した後に滞納処分票が作成されるので、引き抜いた督促状とともにファイル等により管理する。

審査の結果、不許可となったものについては、督促状の再作成を行い速やかに送付を行う。

## 2. 納付の猶予後における滞納処分等

### (1) 督促及び滞納処分の禁止

納付を猶予した場合には、その猶予期間内は、その猶予に係る保険料等について、督促及び滞納処分をすることができない。

ただし、交付要求（参加差押書による交付要求を除く。）は、猶予期間中であっても行うことができるものであること。

## （２）時効の停止

納付の猶予にかかる保険料等の徴収権の時効は、その猶予がされている期間内は進行しない。

## ３．納付の猶予期間満了後の事務処理

納付の猶予期間満了までに、猶予した月分の保険料等の納付がなされない場合には、猶予期間経過後にオンライン入力処理により速やかに督促状を発行する。

## ４．延滞金の免除

納付の猶予をした場合には、国税通則法第６３条の規定により、猶予された期間に対応する延滞金の納付義務の全部を免除する。

なお、督促を行っていない保険料等については、延滞金の納付義務は課されないことに留意すること。

# 厚生年金保険料等の納付の猶予申請書( 回目)

収受印

厚生労働大臣 殿

平成 年 月 日

国税通則法第46条第1項の規定により、下記のとおり納付の猶予を申請します。

申請者	事業所の記号番号								
	住所(所在)								
	氏名(名称)		⑩						
	電話番号								
災害を受けた期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで							
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
上記のうち納付の猶予を受けようとする金額									
納付の猶予を受けようとする期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで							
納付の猶予を受けようとする理由									

※年金事務所記入欄

添付書類 ○をつける	被災証明書	被災明細書	決算書
---------------	-------	-------	-----

(注1) この申請書には、被災証明書を添付して提出しなければなりません。被災の状況の判明に日時を要するときは、取りあえずこの申請書だけを提出し、後日被災証明書を提出しても差し支えありません。

(注2) 損失割合に変更がなければ、2回目以降の申請については添付書類を省略できる。

# 厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書

住所

氏名

厚生労働大臣



平成 年 月 日付で納付の猶予申請があったあなた(貴社)の保険料等については下記のとおり許可しましたから、国税通則法第47条第1項の規定により通知します。

保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	

猶予期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで 月間

該当条項

備考

あなたがこの許可に不服があるときは、この許可を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てをすることができます。  
 なお、この許可の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、許可の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

# 厚生年金保険料等の納付の猶予不許可通知書

住所

氏名

厚生労働大臣



平成 年 月 日付で納付の猶予申請があったあなた(貴社)の保険料等については、下記の理由により許可できません。国税通則法第47条第2項の規定により通知します。

申請者	住所(所在)								
	氏名(名称)								
保険料等	年度	月分	納期限	健康保険料	厚生年金保険料	児童手当 拠出金	延滞金	滞納処分費	備考
				円	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
							"	"	
							"	"	
不許可理由									

あなたがこの「不許可」に不服があるときは、この「不許可」を受けた日の翌日から起算して60日以内に、健康保険料及び厚生年金保険料にかかるものは社会保険審査会(東京都千代田区霞が関1-2-2厚生労働省内)に対して審査請求を、児童手当拠出金にかかるものは厚生労働省(東京都千代田区霞が関1-2-2)に対して異議申立てをすることができます。

なお、この「不許可」の取消の訴えは、審査請求の裁決又は異議申立てに対する決定(以下「裁決等」という。)を経た後でないと、提起できませんが、審査請求又は異議申立てがあった日から3か月を経過しても裁決等がないときや、「不許可」の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決等を経なくても提起できます。この訴えは、裁決等の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、裁決等の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

